

総務委員会委員長報告書

平成27年3月20日

総務委員会に付託されました議案8件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告いたします。

初めに、議案第 2号 「平成26年度流山市一般会計補正予算（第7号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出とも決算的見地に立って補正するほか、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ26億2,446万7千円を減額し、予算総額を476億9,831万7千円とするほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債についての補正を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 3点指摘し、反対の立場で討論する。

市民生活にやむを得ない事業や、決算的見地による事業は盛り込まれているから、その点ではやむを得ないと思うが、今後の市政運営や政策決定に大きな問題があると考える3点を指摘する。

第1に、つくばエクスプレス沿線の整備は、最優先課題と位置づけ予算も優先的に配分されてきているが、木地区、運動公園地区の国費対象事業は、

7割以上も予算が、使い切れず、大きく繰り越されている。

バブルの計画にしがみつき、無駄な時間と公金の浪費を進めるのではなく、区域の分割や思井地区などの緑地を保存すること、県や企業庁の保有地を地元地権者に活用させることなど、地権者の生活再建を最優先とするべきである。

第2に、市民総合体育館建て替え工事については、現在、パブリックコメントを実施している料金設定を見ても、指摘どおり利用者の大幅な負担増と市財政への重い^{あし}足かせを^し強いる結果を招いている。

今後の駐車場有料化計画も^{ひか}控え、見切り発車で早期着工を^お押し進めてきた責任、複数案の提案や試算も検討しなかった責任は免れない。

第3に、おおたかの森小中学校併設校建設については、未来を担う児童・生徒がこの4月から新しく通学をするという希望に満ちた船出を迎えるわけであるが、建物の外観を見た市民からは

「何でこんな建物にしたのか、
校舎が豪華過ぎないか」

といった批判も聞かれる。
小山小学校同様に学校建設を政治力学で、ゆがめてしまった結果である。

普通の校舎にしておけば建設費は大きく減額でき、地元事業者も大いに参入でき、流山小学校や江戸川台小学校の校舎更新の着手の可能性も開かれたはずである。二度とこういうような取り組みをしないということ、指摘する。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

今回の補正は、小中学校併設校の取得に関連しては、国庫補助金を受け入れるための先送りの措置であること。

市民総合体育館の継続費については、建築確認申請における指摘事項で各種法令に適合させるものであること。

今後の施工過程においては工事完了に向けて事業費がこれ以上^{ぞうこう}増高しないよう十分な精査を行うべきであること。

また、おおたかの森小中学校併設校の取得に関して5月から8月までの施設の使用料が発生することについては、国庫補助金を計画どおり導入するためにはやむを得ないものとする。

早期の受け入れができるよう最大限の努力をし、可能な限り使用料の支払いを削減するよう努めること。

そして、事業経過や事業費等の変更については、市民に対しての説明責任を十分果たしていただきたい。
がありました。

採決の結果、5対1をもって、
原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第35号「平成26年度流山市一般会計補正予算（第8号）」について申し上げます。

本案は、新たな事業として「プレミアム付商品券」の発行に要する経費のほか、地方創生先行型事業として、平成27年度に計上済みの事業などを前倒しするとともに、「子ども医療扶助費」について、11月以降のインフルエンザの大流行等に伴い、予想を大きく上回る診療報酬請求が見込まれることから、所要の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ15億3,376万9千円を追加し、予算総額を492億3,208万6千円とするほか、継続費、繰越明許費、地方債及び歳出予算の流用の補正を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 指摘を付し、反対の立場で討論する。

アベノミクスに対する評価やプレミアム商品券、地域創生における各事業に対する態度や是非は別にしても、流山市の地域経済活性化に向かう姿勢が大きな問題である。

国の経済対策が市財政の経費節減に位置づけられ、市内経済の疲弊^{ひへい}につながっているのではないかと深く憂慮^{ゆうりょ}するものである。

地域創生の先行型で、きた国の予算については、農業や地元商業の方々の仕事おこしや雇用の拡大、

そして、それがつながってその後の納税や事業の創業、事業の継承に役立つような取り組みに、是非つなげていただきたい。そうしなければ、流山市の地域経済の活性化はないと指摘する。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

一つは、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金、社会資本整備総合交付金の内示によるものであること。

子供医療費扶助費については11月以降インフルエンザの大流行に伴う緊急的な補正予算となった。

市民総合体育館では、補正予算は厳しい状況であるとの話もあったが3億円を獲得できたこと。

また、今回の地方公共団体が発行するプレミアム商品券の狙いとしては、プレミアム付き商品券を発行することにより地元消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的としており、実施に当たっては多くの市民に広く行き渡るように工夫すること。

地元商店にとって最大限の効果が得られるよう万全の準備等をお願いする。

がありました。

採決の結果、5対1をもって、
原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 6 号 「流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」 申し上げます。

本案は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能 評価書を活用した長期 優良住宅 建築等計画の認定に係る審査手数料を定めるほか、建築基準法の一部改正に伴う所要の改正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 3 号 「流山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」 申し上げます。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律の施行に合わせ、法令等又は条例等の要件に適合しない、行政指導の中止等を求める制度及び法令等又は条例等に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備することにより、市民等の権利利益の保護の充実を図るものです。

審査の過程における討論は特になく、

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 4 号 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」及び、議案第 5 号 「流山市教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」は、関連がありますことから、一括して審査を行いました。

両案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、

新しい教育委員会制度の下においては、教育長が特別職の職員となることに伴い、関係条例の整理及び、廃止を行うものです。

また、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例を定めるものです。

また、質疑終結前に小田桐委員から議案第 4 号に対する修正案が提出されたため、原案とあわせて議題としました。

この修正案の内容を申し上げますと、特別職の報酬等審議会の審議事項に、議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額だけでなく、手当の率を加えるものです。

審査の過程における討論として、

1 議案第4号、議案第5号及び修正案について賛成の立場で討論する。

いじめ問題等への対応など全国的に教育委員会の姿勢が問題となった。

改革の基本方向については、

第1に教育委員の皆様方が保護者や子供、教職員や住民の不満や要求をつかんで、自治体の教育施策をチェックしたり、改善できる仕組みの導入や、

第2に会議の公開や教育への見識や専門性を持った教育委員の確保、

第3に政治的介入から教育の自由や自主を守るなど、様々な改善が大切だと考えている。

こういう立場から、今回条例の根拠になった法改正では国会では反対をしたが、自治体の取り組みについては、条文上位置づけなければならないので、やむを得ないものとする。

また、修正案を提案したが、流山市 特別職報酬等審議会の条例の名前に合致した所管事項として、市長や議員、副市長並びに教育長の給与だけに留めず、手当についても、審議会の意見を聞き、第三者の意見に基づく取り組みが必要だと考えたので、修正部分についても賛成する。

2 議案第4号及び議案第5号に賛成の立場で、修正案は反対の立場で討論する。

今般の教育の政治的中立性、継続性及び安定性を確保しながら地方教育行政における責任の明確化、また、迅速な危機管理体制の構築、さらには地方公共団体の長との連携の強化等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律であること。

そこで、新たな教育長が一般職から特別職に変更になることから教育長の給与等条例の整備を行うものであること。

また、法律の施行日である平成27年4月1日において在任中の現在の教育長が、その教育委員としての任期が満了するまで現行制度の教育長として在職するものとされ、徐々に新制度に移行していくことになり、旧制度から新制度への教育の継続性、及び安定性の確保が図られていること。

次に、議案第5号について、

地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携の強化等を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されること。

この改正により、新たな教育長は常勤の特別職とされる。

そこで、勤務時間中及び職務上の注意力のすべてを新教育長としての職責遂行のために使う必要が生じる。

また一般職とは別途職務専念義務の免除の特例を定める規定が例規上必要となったこと。

がありました。

初めに、

議案第4号に対する修正案について採決した結果、1対5をもって否決されました。

次に、議案第4号の原案について採決したところ、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定し、次に、議案第5号について採決した結果、

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号 財産の取得の変更について
((仮称)新市街地地区小中学校併設校校舎等の取得)
について申し上げます。

本案は、平成25年流山市議会第2回定例会で議決を経た「(仮称)新市街地 地区小中学校併設校の校舎等の取得」について、建物が完成し、開校に向け独立行政法人 都市再生機構から譲渡を受けるための確定契約を締結するに当たり、取得金額に減額が生じたことから、

取得金額を522万1,308円減額し、

78億4,868万5,692円に割賦利息

相当額を加えた額としようとするものです。

審査の過程における討論として、

1 指摘を付し、反対の立場で討論する。

おおたかの森小中学校併設校に背景にはつくばエクスプレス沿線開発の起爆剤という位置づけが優先され、児童・生徒にどういう教育を提供するのかという視点が後景に追いやられ、事業化された。

しかも、地元事業もほとんど参入できず、

「市民からは立派すぎないのか、普通の校舎でどうしていけないの」、といった声まで聞かれる。

新しい児童・生徒の船出となる新しい小中学校だからこそ、通う子どもたちや保護者、現場を担う先生はもちろんだが、全市民的に応援される学校建設であるべきだと考えている。

この学校建設の経費が巨額なために流山小学校や江戸川台小学校の校舎更新が先延ばしされているようなことがあっては、ゆゆしき事態であり、教育のソフト面での充実予算が削減されているのでは問題があると考える。

学校間格差を生み様々な課題を将来にわたり残す結果となったことは、本当に残念でならない。以上指摘をして、反対討論とする。

2. 要望を付し、賛成の立場で討論する。

まず、今回の変更契約後の校舎等譲渡契約金額に対し約500万円減額をした金額で確定するということ。

本事業の建設に当たってはこれまでも議会の中で様々な課題、問題点を慎重に議論し、予算を含め認めてきた経緯がある。校舎等譲渡契約が確定できたことを評価する。

また、本年4月に開校するおおたかの森小中学校は市にとって30年ぶりとなる新たな学校である。小学校と中学校が併設することで、さらに特色のある教育活動が展開できるものと期待している。

教育委員会に対しましては、おおたかの森小中学校に通う児童・生徒がのびのびと学習に励むことができるよう、また、安全に通学できるように万全の準備をお願いしたい。

また、おおたかの森センターではますます発展する流山市の顔として、地域の顔として幅広い市民の方々の活動拠点となることを願うとともに、幅広いサービスが提供できるようお願いしたい。

さらに、小さな子供たちを対象に児童書に特化した子ども図書館が開館できることも喜ばしい。子どもさんやお母さま方に安心してご利用いただけるよう、さらなる努力を期待する。

がありました。

採決の結果、5 対 1をもって、
原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

最後に、本日追加上程されました、

議案第 38 号

「流山市職員給与に関する条例及び流山市一般職の
任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の
一部を改正する条例の制定について」

申し上げます。

本案は、国家公務員及び千葉県職員に係る給与制度の総合的見直しに準拠し、市職員に係る給与を改定し、その適正化を図るものです。

主な改定内容は、給料月額について、国・千葉県の行政職給料表に準じた改定、単身赴任手当の引き上げ及び管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大です。

なお、給料表の切替えに当たっては、実施時期を国及び千葉県から1年遅らせ、平成28年4月1日からとするものです。

【全会一致の場合】

採決の結果、5 対 1をもって、
原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、総務委員会の委員長報告を
終わります。